

[玉城 勇議員 登壇]

○13番 玉城 勇君 今回は、去った3月に事情がありまして取下げをしましたけれども、同じ質問でございますので一つよろしくお願ひします。

それでは、質問をさせていただきます。1点目に、災害応急対策について。(1)町内の建設業者と災害応急対策及び協力等業務要請出動体制協約がなされているかでございます。(2)町とすでに締結されている各種企業との間で災害応急対策業務にかかる協定等締結はどのような内容か。

2点目、不法投棄防止について。(1)最近、南風原町内にも不法投棄が増えている状況であります。投棄者は探せるのか。(2)家電品等購入時に製造元及び販売店に対して製造番号を記入する協力要請ができないかでございます。

3点目、新保育園建設の進捗状況についてお伺ひします。(1)新保育園の建設進捗状況及び開園の予定時期をお伺ひします。(2)新保育園の建設費は当初計画に対して増減があるかどうかお伺ひします。(3)平成29年度に保育園建設も含めての計画はどうなっておりますか。以上、3点について伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の災害応急対策について(1)にお答えします。建設業者関係との協定は、南風原町電水会と災害協定を締結しております。(2)についてお答えします。現在、避難場所の提供に関する協定としては、イオン南風原店や株式会社りゅうとうと協定を結んでおります。その他にも、沖縄コカ・コーラボトリングス株式会社や沖縄ヤクルト株式会社、サントリーフーズ沖縄株式会社との飲料水の提供に関する協定、更に沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会とLPガスの供給に関する協定、西日本電信電話株式会社沖縄支店と災害用特設電話の設置利用に関する協定等を締結しております。

質問事項2点目の不法投棄防止について(1)にお答えします。不法投棄の現場を調査し、与那原警察署へ調査及びパトロールの依頼を行い、投棄者の特定に向けて連携して取り組んでおります。不法投棄者の特定については、本人特定につながる物が投棄物にあれば可能性はありますが、多くの場合は特定が困難な状況です。

(2)についてお答えします。現行制度では、家電製品と購入者の個人情報を結び付け、製造元及び販売店に対しその情報を求めることについて協力要請することは厳しいと考えています。

質問事項3点目、新保育園建設の進捗状況について(1)にお答えします。新設のやまがわ保育園が8月末完成で10月開園予定、同じく新設のももの木保育園が9月末完成で11月開園を予定しております。

(2) についてお答えします。当初計画の協議段階と比べて、やまがわ保育園は減額、ももの木保育園は増額となっています。

(3) についてお答えします。南風原町子ども・子育て支援事業計画における平成29年度の計画では、保育所施設整備として、やまびこ保育園で60人増、認可保育園の定員増として1園で30人増、保育所既存定員の見直しとして11カ園にて121人増、認可外の認可化として1カ所で41人増、保育所の分園等として3カ所で90人増、小規模保育事業として2カ所で38人増、合計で380人の増となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、1問ずつ再質問させていただきます。1点目の災害応急対策についてでありますけれども、町内の建設業者ということで質問しておりますが電水会ということであります。電気、水道の工事、一部土木工事もやっているメンバーだと思っておりますけれども、その団体との災害協定が結ばれているということで大変良いことだと評価します。そこで、その他の業者、業種もいろいろありますけれども、特に以前は南風原町土木会、建設部会等があつて、そことの協定も結んで協力関係もあつたと思うのですが、現在そのような団体との締結がないということでございますので、それはどうして今はなくなっているのか、今後はどのように考えているのかそれをお答え願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 土木建設関係の業者ですね。以前ですが、ある業者の構成で組織なされていたということでございます。実は応急の正式な締結はやられていなくて、私が先ほど申し上げた構成での組織が一旦解散したということを知っておりました。商工会を通じて最近の動向を確認したところ、再度またその土木建設業者のグループが構成されたことを聞いて、ぜひ今後、早いうちに災害応急対策の協定の締結を進めていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひそのように進めていただきたいと思います。商工会もこの建設部会の立ち上げを急いでいるようでありますけれども、やはり先ほど部長が言ったようになかなかまとまっていけないということでちょっと時間がかかっておりますけれども、ぜひ早急に部会の立ち上げをしていただいて、町との協定を結んで、災害のときには資機材を持っている業者ですのでそれが利用できるようなお互いの協定をぜひ結ぶべきだと思

います。それと、やはり災害が発生した場合、ライフラインを確保することが一番大事でありますので、そのあたりにも業者あるいは多くのスタッフの皆さんの技術が必要でございますので、それからしても早めにまず一部の企業あるいは団体とも、場合によってはその業者の組織とも話し合いをされて、それがいつごろに目途がつくのかそのへんを協議すべきだと思いますけれども、今、執行部からその業者に対しての持ちかけというのはあるのか。それをどのようにお考えなのかをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今手元にある建設業者会、ある1つのグループというような予定されているのが19事業所とございまして、直接この構成する会社の方とお話していないのですが、商工会を通じてそのわれわれの意図は伝えております。そろそろ台風のシーズンがまた到来しますので、できるだけ早い時期に、現状の構成でもいいという考え方も持ちつつ締結を進めていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 実は、先日、翔南小学校で防災訓練もございました。その時は電水会の皆さんが南部水道企業局から提供された水の配管あるいは給水の袋詰めとかそういう作業が見ることができたのですが、やはり日ごろからそういう締結をやって、その訓練をしておかないと、いざ災害が起きた場合はそれぞれの企業は動きが取れなくなりますので、やはり早めに締結をされて訓練をすることが大事であります。できるだけ早めに取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、(2)の確認をしていきたいと思えます。現在は、まず避難場所、飲料水、ガス、災害時の電話、この4点でありますけれども、しかし、最初に確認をさせていただきますがこの災害用の電話というのは無線電話なのか。要するにこのラインが切れた場合にどのようなになるのか。それから、飲料水、ガスにしても使用料が発生するのか。後日、その代金が発生しているのかどうかお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この飲料水につきましては、基本的に何リットルまでは提供するというような協定になっています。この協定からすると、それを越えた場合にはその後には請求が来るといことも考えられます。通信については、おそらくこの有線で繋がっている部分、そうじゃない部分の両方あると思えますので、有線・無線それぞれで対応されることかと思えます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 まず電話についてですけれども、有線になるとそのラインが切断された場合のことを考えると、更にその修理しなければいけませんのでそのへんの時間的なことはどうなるのか、対応的にいいのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 今のご質問のいわゆる通信に関するご質問にお答えします。まず、協定ではこの当該利用料金が発生しないように措置を講じるということで協定がなされております。もちろん、目的外利用になった場合は後日料金を取るし、またその機械設置における費用はまた後ほど請求するという内容になっています。通信費はかからないようになっております。今のが有線の話です。また、別に無線についても協定を結んでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 そのへん、後日負担があるのかというのがちょっと分からないところがあるものですから、その正確な数字が分かればいいのですけれども。水であれば何リットルまでは無料だと、その後については何リットルに対して何円出るとかぜひ知らせていただきたいと思っております。

それから、一番大事なのは電話だと思っておりますけれども、その電話についてももう少し確実な取り決めがあれば、今は敷材については無料だと、しかし設置費は出るということのようですので、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 協定の中にまずこの災害電話の利用状況については確認をしていく内容がございます、甲（南風原町）、乙（西日本電信電話株式会社）で、すみやかに当該利用が発生しないような措置を講じ、その旨を乙に報告し、甲の目的外利用により発生した分の利用料は甲が負担するものとする。前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続するような場合には、抜本的な措置を協議の上講ずるものとするということがありまして、またこの場合において災害用の特設電話の撤去を行うこととなった場合には、撤去に関する工事費用等は甲が負担するものとするというような内容で協定が結ばれております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 やはり実際にどれぐらい負担するかがまだ見えないものですから、そこはぜひもう少し整理をされて、町民にも分かりやすいようにやっていただきたいと思います。それと、災害が出た場合、本部は1カ所になると思いますがしかし、各地域にまたがっていく場合に、各地域、部落単位でもいいのですがそういう所にも今の飲料水、ガス、電話の設置というのはその協約の中に入っているのか。そこはどうなるのか。本部のみの取付あるいは対応になるのか。そこはどのような協約が結ばれていますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 避難所が何カ所置かれるか。本部は1カ所です。ただし、この避難協定には何カ所以内とか何カ所までとか書かれてございません。飲料水についても、町独自で確保しているのもあります。ですから、そのへんはできる限りという、量的には2リットルを何百本は提供するというようにありますので、その範囲内での対応になると思います。それ以上になると、先ほど答えましたように有料になるかと思えますけれども、不足の分はできる限りの対応をしていただくということになると思います。当然、災害の規模とかどういう部分に障害が出たとか、言い方は悪いのですがなってみないと分からない部分はありますので、それはできる限りの対応をしていただくのですが、具体的な何カ所までというような協定にはなっていないということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 災害が発生したらなかなか身動きが取れなくなりますので、もし可能であれば各地域に配置できるような協定の結び方と言いますか、できる範囲で避難場所を広げていくという取組をぜひお願いしたいと思います。ですから、本町の場合は自主防災組織がありませんので、各地域、公民館単位でそれぞれの取組をしなければいけません。今、各公民館にコンテナで飲料水とか非常食とか保管されています。しかし、こういったものだけでは足りませんので、町で保管している毛布類とかいろいろあると思いますが、それらがどのように配達されるのか。あるいは何食分、何人分配達できるのかをぜひもう少し分かるように説明が欲しいと思います。本町の場合は、コンテナ設置はしたのですが、その中身の利用方法等がまだ訓練されていませんので、そのへんも含めて地域に対しても提案して訓練をすることによって関連の業者との連携が取れるようなシステムを造らなければいけないのではないかと思いますけれども、どのように考えておられますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほども申し上げたように、災害は想定できません。各地域は一時避難場所という扱いでございます。それはやはり地域で大きく差が出てくるのか、全町的同等の被害が出るのか、そのへんも含めまして仮に国道329号より北の部分で被害が大きくて南の部分ではそうでない場合は、その地域のものも運んだりするかも知れません。様々なケースを想定していなければいけないこともございますので、それはそれである部分臨機応変に、ある部分はマニュアルが必要かということがございますので、やはり区長会とかそういう機会を通じて、一応今の時点で各自治会に配置している非常物資の確認とか、どこにどういったものがあるというようなことは地域でも確認していただくというようなことは毎年確認を行っていかうかと現時点では考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、最後の確認をしたいと思いますけれども、町内業者との連携が必要ですのでその協定を急ぐこと、それから2番目の町内以外の業者との避難場所とか飲料水、ガスなどライフラインを確保するための協定がなされておりますので、次はこれに基づいた地域それぞれでの取組についてセットしてぜひ検討していただいて、更には協力業者をもっと増やしていく。あるいは、町外の企業、先ほどありました避難場所とか飲料水についてももっともっと広げることができるのであればもっと広げて、災害が発生しても町民が安心できるという環境を作るため取り組んでいただきたいと思います。

2点目に移ります。不法投棄防止についてでございますが、大変悩んでいることだと思います。先日も南風原町内の、特に宮城、与那原の土地改良区に大量の家電品が投棄されました。与那原地区地番に投棄された1カ所に30台ぐらいありましてね、それはこの投棄者が分かって回収したのですがしかし、各道路あるいは耕作放棄地に投棄された家電品あるいは家庭用ごみとかいろんなものがそのまま放置されています。そういう状況は本当に良くない。その環境が更にごみを持ち込まれる可能性があるわけですので、その中で探すのは非常に困難であるとのことですが実際に投棄者が見つかったことがあるのか。袋の中に投棄者が分かるような情報が入っていたことがあるのかどうか。これについては、町内でこれまでの結果どうですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議員が今おっしゃったように、これは割合からして極まれになのですが、投棄物の中に請求書とか郵便物が混入していて特定に至ったというケースがございます。しかし、先ほど副町長からございましたようにこういったものが見つからない

ケースがほとんどでございます。若しくはよっぽど与那原署とか本町担当課のパトロールで正に投棄している場所に遭遇して、俗に言う現行犯ですが、それ以外はかなり厳しいということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 不法投棄の種類にまず車両があるのですね。大名にもいっぱいありますし、神里にもありました。以前、町内にもありましたけれども、まだまだあります。それから家電品は先ほどのようにだんだん増えてきている。それから、事業系のごみ、廃材ですね。現場から出るような、コンクリートのがらとか、各企業から出るような事業系のごみです。そして家庭ごみまであるのですよね。家庭ごみというのは、ごみ袋があれば出せるはずです。それを出さないでわざわざそういう所に持ってくるというのが今、各地域にあると思うのです。こういう状況はぜひ解消しなければいけない。そのためにはどうすればいいのか。先日、新聞に投棄防止のニュースが載っていました。監視カメラを利用した豊見城の事例を載せていますけれども、監視カメラを設置したら、その地域にごみの投棄がなくなったというのがあるのですけれども、本町は監視カメラの設置あるいはパトロールをもっと強化するとかそういう検討はなされていますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 監視カメラにつきましては1台ありましたが、それが故障で今使えない状況です。確かに、いろんな機器とか監視パトロールの頻度を増やすとか、さて看板の効果がいかほどかというのがあるのですがやはり目に付き難い場所、そういう所を探して不法投棄があるものですから、おっしゃったように監視カメラとかパトロールの頻度を増やす。もう1つは、悪循環を断ち切ると言いますか、不法投棄があったものとか草が繁茂している状況といったものをできるだけなくしていく努力しかないのかと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 まず投棄させない環境を作ることは大事だと思うのですが、監視カメラも非常に効果があると思うのです。ぜひ検討していただきたいと思っております。それから、町内についてパトロールをしてもらう方をお願いするとか、要するに投棄の時間帯が昼間ではないような感じがするのです。それぞれの農地には誰かいますので、誰かが通っています。しかも大量のごみを積んでいますから乗用車ではないわけですね。軽トラックとかトラックタイプであります。今、与那原警察署でも軽トラックあるいはトラックで家電が載っているようなものはパトロールをして、不審車両は番号を書き留めて

くれという依頼がきておりますけれども、なかなか昼間にそういう車が見当たらないのです。ただ、先ほどおっしゃったように場所探しはしていると思うのですね。昼間こういう不審車両があればとにかく番号を留めてくれとありますけれども、投棄場所を探している昼間、そして投棄する夜もなんとか委託と言いますかお願いしてパトロールをしてもらうというのもある一定期間やってみる価値はあるのではないかと思います。各地域にはどのように協力要請、あるいは訴えていくのか。まず行動してできるのかどうか。どうですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 環境施設組合に隣接している自治会で公害防止対策協議会を構成しております。これは年に2回なのですが、そういった不法投棄、河川の状況などを確認しております。区長会などで全自治会に不法投棄の状況等も把握してもらい、看板設置とかパトロール、特に重点地域を割り出してみて一番対応が可能で即実行に移せるというような方策も研究して対応していきたいと思っております。まずは地域の情報把握から行っていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、ぜひ検討は大事です。ただ、行動しながら検討して欲しい。すでに毎月のように投棄があちこちに見られますので、ぜひ昼間各地域を確認されて、不法投棄させないためのパトロールをやりながら検討をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、(2)に移ります。投棄されないために、家電品には製造番号が刻印されていますので、その家電メーカーあるいは量販店もお客さんが購入する時に製造番号を領収書とか契約書に記入してもらおうという方法もいいのではないかと思います。先ほどの副町長の答弁では現時点の制度では橋梁要請をすることが厳しいとおっしゃっています。それは、その業者が言っているのか、そういう法的制度があるのかももう少し説明してもらえますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず量販店で何らかの家電を購入した場合、店のカウンターでその梱包を全部外して、一旦全部ほどいて、機械に付いているロットナンバー（製造番号）を確認します。そして、あなたの住所、氏名を教えてください。これはもう個人情報ということになります。イメージをしていただくと、自動車のような登録ができるかと



ということです。ある人が家電を買って人に上げたときにも所有権移転ですね。これはもう制度でやらないと車は乗れないわけです。家電もそのように所有者移転のルールに則らないと使えないとしないと、この制度はたぶんできないであろうということです。転売もございます。まずは個人情報業者が集めるのか、この集めた情報の保存をどうするのか、まだ未使用の家電の梱包を全部外してやるのがまずできるのか。まず現状では難しいという意味です。逆に制度があれば、消費者の場合もやらざるを得ないのでしょうか。今はたぶん、消費者があなたに私の住所と名前を教えませんかと言えば終わることになります。メーカーの保険以外に5年保証とかありますので、そういう場合、この品番をいつだれに売ったというのはあると思います。これは保証期間がございますので。若しくは自分が持っているというようなことかも知れないです。故障した場合、これを提示して5年間の保証はしていただくというようなことですので、購入者について全て販売店が把握しておくというのはやはり今の制度では難しいと言うのはそういったことございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 家電品も含めて製品には保証書が付いていますよね。保証書は販売した業者が住所、氏名、販売業者の署名をするわけです。その控えを取って、更には製造元あるいは量販店から保証書を見える場所に貼り付けしてもらおうと、それをはぎ取って記入してもらおうと、そういう方法ができないのか。それが先ほど答弁にありました、現時点の制度ではできないというのはそれなのか。要するに、それができないようになっていくのか。難しいのか。それはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 家電を購入されたら分かると思いますけれども、保証書には何も書かずに家に持ってくるケースも多くあります。制度がないから私は強制ができないという意味で申し上げます。こういうルールが存在しないが、あなたはやってくれと購入者には言えないということございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 では、ぜひこれを業者に対して、投棄をしたら分かるようなそういう制度を作ってくれと、それを皆さんから提案をして、それを県内全ての41市町村がこれをお願いしたいというまず提案をして相談も可能ではないか。これだけ社会問題になっている投棄について誰も行動しないというのが逆にそれがおかしいのではないかと思

ます。その方法は見つかるのではないかと思うのですけれども、そういった新たな動きを起こすというのも大事ではないかと思っておりますのでいかがですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 販売した家電をずっと個人の特定というものは今の制度で私は不可能だと思います。ネットでの購入もございます。それよりやはり別の方策だと思います。もしやるのであれば、国の法律か何かで、表現は悪いのですが縛りを付けないと今の議員の提案のようなものは難しいのではないかと思います。現時点の制度でできるのはやはりどのようにしたら不法投棄がなくなるのかということだと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 先ほど言ったのは、どうしたら不法投棄をなくせるかです。僕が今言っているのも1つの提案だと思うのですけれども、それを難しいと言う前にまず話してみるのが大事だと思うのです。関係機関とぜひこれを相談していただきたい。以前、デポジット制というのがありました。前もって処理費を納めておくわけですね。飲料水にもありましたよね。1本5円とかそういうものがございました。前もって処理費をその製品の中に入れておく。そうしたら、これを処理場に持って行ったらその分の金銭が戻ってくる。あるいは、この納めたお金が処理費だというようにすれば、その業者が引き取ればいいわけですからね。そのへんを含めてぜひ検討をして、またいろんな各団体との相談ができればいいかと思っておりますので、検討されて行動していただきたいと思っております。

それでは、3点目の新保育園建設の進捗状況についてお伺いします。今、進めているのがやまがわ保育園で10月に開園する、ももの木保育園が11月開園ということでございますけれども、本来28年度の事業でございますので、これが遅れた理由は何なのかまずその説明をいただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、建築費の高騰等による入札の不調。その後、設計の見直し等そういった部分に時間を要したということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 当初の完成予定から半年もずれることによって、その園が受け付けた児童たちがいるわけですが、その児童たちの対応はどのようになされていたの

か。当初から設計の見直しというのはなかなかないと思うのですがけれども、見直しをせざるを得ない、あるいは建設費の増があったということではありますが皆さんはどういう確認をされたのか。そこは業者あるいは施主からお聞きしているのかどうか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後1時42分)

再開 (午後1時42分)

○議長 宮城清政君 再開します。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 1番については終わります。(2)の建設費の増減があるかどうかについて質問しましたがけれども、やまがわ保育園については逆に減額があったと、ももの木が増額になっているその理由はどういう理由なのか。私が聞いた範囲では、両園とも増額になったと情報を聞いたのですけれども、それについての回答と減と増の金額はどのぐらいなのかお答え願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、当初協議がございまして、両園とも当初協議をし、そこで補助基準額と照らし合わせながら協議した金額でもって国に申請をしました。その金額でもって国から内示が下りました。その内示をもって事業執行してまいりますので、結局その内示額が補助事業ですので通常の工事ではなく町が補助を出す補助金の決定ということで、内示額が補助額の限度額ということになります。そのかたちで補助額が決定しました。その範囲内で事業をやっていかなければいけないのですが、その後、設計していく中で園の要望がありますのでいろいろプラスされたり引かれたりと言うようなものが出てきます。最終的に、やまがわ保育園は内示額で提示された総事業費から40万5,000円の減、逆にももの木保育園は2,004万3,000円の増となっております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 2園とも増とお聞きしていた関係もありまして、減額になったというのは相当の設計の見直しをやったのか。あるいは、2,000万あまりの増ということについてももう少し増が当初あったと思うのですがそれも見直しがだいぶなされたのかどうか。当初私が聞いたのは、それぞれ3,000万円近い増あるいは4,000万円以上の増という情報を聞いたのですけれども、その時から変更が再度あったのかどうかいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 例えばやまがわ保育園を申し上げますと、当初の概算工事費の見積もりに対して、その見積もりに対して出した業者見積もりのほうが6,000万円ほど上回っていたという結果が出ていました。要するに総工費で2億3,760万円という概算工事費よりも6,000万円上回るというものでした。そういう状況の中から設計の変更とかしていったら、そういう結果になったというところで相当の時間を要したというのが先ほどの答弁につながっていくということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 6,000万円、両方ともそれぐらいの差があったと思うのですが、それによつて建物の構造、強度について変更はないのか。あるいは、60名定員で、将来90名の定員にも変更できるというお話でしたけれども、これに変わりはないのかどうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、構造、強度等に影響があつてはいけませんのでそういったことはまずございません。それと当初から60名定員の保育園ですし、床面積についても少し余裕を持たせたという部分では100パーセント園の意向、希望どおりではございませんがおおむねできていると考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 あと1点、90名に将来増員にしても大丈夫かどうか。当初からそういう話があったと思うのですが、これについては変わりないですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 将来的には両園とも可能な状況ではございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、(2)の最後の質問ですけれども、このももの木が2,000万円あまり増額になっていることに、町としてこれに対するいくらかの助成ができるかどうか。そのような事業があるかどうか、それはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず町としてその部分に対して補助を行う事業はございません。これまでも平成22年以降で7園整備してきております。そういった中で、75パーセント国の補助事業、その前の安心こども基金の場合は県ですが、国・県75パーセントで町が12.5パーセント、園が12.5パーセントというのは、平成22年以降整備してきた保育園の補助割合に変わりありません。園の負担12.5パーセントの部分が、これまで整備した中、補助対象経費も含め、ももの木保育園の負担が大きかったかと言うと必ずしもそうではありません。これまで整備してきた中で園の負担率は平均より低いぐらいの割合となりますので、負担が極端に大きいと取られないということです。その部分に対して町が単独で補助するメニューはございません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 園の建設については、今の補助が87.5パーセントと、園が12.5パーセントとおっしゃいますけれども、最終的な園の負担金はもっと超えると思うのです。これはもう一度、完成後に実際園の負担はいくらなのかぜひ確認していただきたいと思っております。

それでは、(3)の保育園の建設についてであります。今後の計画も踏まえてお答えをいただいておりますので、まず現計画を進めていくと380人の増となっております。先日の待機児童の人数が171名という答弁があったと思うのですが、はるかにそれを超えているわけです。この380人の定員が確保された場合、本町の子どもたちの数はどうなるのか。過剰になるのか、あるいは30年に向けて380の定員も埋まるのかどうか。これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これは今年の2月に量の見込みの変更をしまして、現計画で進めている状況の中での29年度までに380人定員を増やしていけると見込んでいるわけです。6月1日時点で170人の待機は実際いるわけですし、数字だけで比べますと定員が大幅にあるようなかたちになりますが、この分は量の見込みとしてこれだけ立てて、実際いる待機児童を受けながら、人口の増といったものも見据えながらでございます。今年が中間見直しですので、またそこも含めながら新しい年のその整備の部分、数、量の見込みの推計を出してその見直しに入っていきます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 要するに、30年度の0歳から5歳までの園児は今の380名定員増になってもほぼ埋まるだろうという、新生児が新たに増えて来るわけですからそういうことなのか。南風原町の将来の出生率を見てこれはどうなのか。更に30年度に保育園が増えますよね。やまびこもそうですし、認可外からの認可化も予定されておりますので、それ含めると380人以上に増えてくるわけですがけれども、これ全て想定して全部埋まると見ていいのですか。お願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今のこの380人という数字の中には、やまびこ保育園の60人も入っての380人です。29年度中で整備されていくものトータルして380人となる状況です。もちろん、人口推計、本町の出生状況とかそういったもの全て見て、今年度の計画の見直しとなっていきます。この380人分確保ということですが、弾力化をなくしていく方向で定員の確保の数としておりますので、まず今年度確保できれば今の170人は解消できるというものです。ただ、今後、特に0歳児、1歳児の増が南風原町は大きいものですから、計画の見直しに取り掛かっていく最中ですので、今後これだけで十分足りるのか、またもっともっと保育所を増やしていかなければいけないのかは今年度中に見直す計画に反映されてきます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 最後です。それだけ0歳児、1歳児が増えてくると、今度は保育士が不足しますので、ぜひ保育士を増やすため、足りないのを解消するために取り組んでください。